

司法アクセス

～三極会議公開セミナーより～

第二東京弁護士会会員

宮家 俊治 ● Miyake, Shunji

1 公開セミナー

三極会議とは、日弁連、欧州弁護士会評議会(CCBE)及び中華全国律師協会(ACLA)が毎年参集し、各会の過去1年間の取り組みを紹介し、特定のテーマをめぐり討論を繰り広げる会議であり、2005年から東京、南京、ブルージュで開催され、日弁連の主催する第4回会議が2008年7月19日大阪で開催されました。

2008年の会議は、その一部は公開セミナー(共催：大阪弁護士会及び近畿弁護士会連合会)とされ、大阪会場(大阪弁護士会館)の様子は東京会場(弁護士会館)にサテライト中継されました。第1部の「継続研修のあり方」は、弁護士の専門性を高めるための研修や弁護士倫理を徹底するための研修のあり方について、第2部の「各国における司法アクセスの課題」は、司法アクセスを阻害する要因、市民の法律サービスへのニーズをくみ上げる方法、弁護士会が果たすべき役割について、発表と討論が繰り広げられました。

以下、司法アクセスというテーマについて、日本、欧州及び中国の弁護士会が抱える課題や取り組みについて、特に、それぞれの事情に応じた視点や切り口の相違について報告いたします。

2 日本の取り組み

日弁連は、第1に、法律扶助制度について、その沿革と日本司法支援センターの設立及び2006年度の実績(援助申込件数11万2469件、援助決定件数6万5073件、法律相談援助10万

7395件)を紹介し、さらには、その予算規模は119億円(7435万7000ユーロ。1ユーロ160円で計算)、国民1人当たりの扶助予算は0.58ユーロであり、フランスの4.68ユーロ、連合王国の57.87ユーロと比較し、第2に、弁護士過疎問題について、その実態とこれを解消するための法律相談センター、ひまわり基金及び公設事務所を説明し、最後に、司法アクセス拡充に向けた取り組みとして、第57回定期総会・司法改革実行宣言(2006年5月26日)を紹介しました。

3 中国の取り組み

ACLAは、第1に、法律支援制度(中国での法律扶助制度の名称)について、司法部により1994年設立され、北京、上海、広州、青島等の都市部で試験的に漸次実施した後、中国全県に普及したこと、2003年に法律支援条令が国務院常務委員会で可決され施行されたこと、2007年に政府は5.2億人民元(5999万2400ユーロ。1ユーロ当たり8.67円で計算)を支出し、42万104件が処理され、全国で法律支援業務に専従している人員は1万2000名余り(内弁護士は4349名)であり、法律支援の範囲は民事、刑事及び行政の分野であることを紹介し、第2に、法律支援に対するACLAの取り組みとして、手稼ぎ労働者に対し法律支援を実施する21の専門機構の設立を推進し、無料相談及び法律支援を提供してきたこと、さらに、専従弁護士に対する研修を実施してきたことを紹介しました。

4 欧州の取り組み

CCBEは、第1に、法律扶助について、EU基本権憲章(Charter of Fundamental

Rights)47条3項に司法アクセスを実現するための手段として規定されていること、EUレベルでは、域内の越境的な民事・商事紛争における司法アクセスを改善するべく最低限の共通する扶助ルールの策定を加盟国に要求する指令があることを紹介し、第2に、欧州議会及び欧州評議会による、司法アクセスの促進及び民事・商事の分野における司法共助を改善するため、欧州司法ネットワーク(European Judicial Network)(http://ec.europa.eu/civiljustice/index_en.htmを参照)に施した改革について、①拡散利益(消費者問題等の分野で個々の被害は少額であるため単独で司法制度を利用することに採算性のない利益)を保護するための集団的補償のための指令(Collective Redress Initiatives)、②裁判外紛争解決手続(ADR)、③域内の民事・商事における管轄並びに判決の承認及び執行を紹介しました。

5 おわりに

司法アクセスの問題について、日本及び中国の切り口は、司法サービスの担い手である弁護士的人的拡大及びサービスの拠点である機関の地理的な拡大並びにこれらの活動を支援する法律扶助の資金の物的拡大でした。人的及び地理的な拡大には質の維持が不可避免的に要請され、セミナーの第1テーマの継続教育に関連付けられることになります。

これに対し、欧州の切り口は、複数の管轄領域が並存することから生起する問題とは別に、司法サービスの担い手が既に多数存在し、法律扶助の資金も潤沢であることを前提として、司法アクセスをより実効化するべく、伝統的な裁判手続による救済から排除されかね

ない者を救済するため、拡散した利益をいかに保護するののかという視点、さらに、正規の裁判手続だけではない多様な選択肢として、また、敷居の高い正式の裁判手続を敬遠する者を救済するために、ADR手続を整備する視点が提起されました。かような多元的に司法アクセスを実現するためにも、第1テーマの継続教育が関連してきます。21世紀の司法アクセスを考える上で極めて示唆に富んでいました。

